

- 一、一年二回ノ昇給日ヲ制定サレタリ
- 一、一年二回ノ賞與獎勵ヲ左ノ範圍ニ依テ制定サレ度シ
 - 一、今年勤績(考滿ヲ含ム)日給ニ同割合
 - 一、今年年三十分増
- 一、午前十時、午後三時、十五分間休憩ヲ制定サレタリ
- 一、半年皆勤ヲ左ノ方法ニ依テ訂正サレタリ 三日間マテノ欠勤ヲ認め日給一週間分ヲ支給サレタリ
- 一、工場設備其他ノ改善ヲ計ラレタリ
- 一、工場場化ヲ進テラレタリ
- 一、工場内衛生ヲ確立サレタリ
- 一、工場内職工ヲマシメ

6. 2. 20
2161

券紙第五六八號

昭和六年二月十八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長官 吉田茂殿
 各廳 府 縣 長官 殿 (安達大臣大隈部長等)
 (各々宛封封書封入)

合資會社京華社印刷所勞働爭議ニ関スル件

「日本出版」 (第二報)

- 要旨
- (一) 従業員側、再々聲明書ヲ呈出セシメ會社側ハ一部ヲ容認セシムルニシテ兩立交渉中ナリ
 - (二) 絶対的固着セシムルヲ揚重務因本部ヲ設置セリ
 - (三) 労働者側、應接セル日本出版ハ「ニュース」及ビ「ラ」ヲ発行シ切りニシテ「ワ」・「アル」ニテ「ラ」ヲ發行シ労働者側内債中ナリ